

# 第157回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

## 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	1
2. 会社の株式に関する事項	10
3. 会社役員に関する事項	12
4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項	18
5. 会計監査人に関する事項	18
6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 (※)	20
7. 会社の支配に関する基本方針 (※)	25

## 連結計算書類

連結貸借対照表	26
連結損益計算書	27
連結株主資本等変動計算書 (※)	28
連結注記表 (※)	29

## 計算書類

貸借対照表	40
損益計算書	41
株主資本等変動計算書 (※)	42
個別注記表 (※)	43

## 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	49
会計監査人の監査報告書	51
監査等委員会の監査報告書	53

上記の (※) 印の項目につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様にお送りしている書面には記載しておりません。

神栄株式会社

# 事 業 報 告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化や中東問題による地政学上のリスクに加え、インフレ圧力による影響が継続し、米国では引き続き良好な雇用環境や底堅い個人消費によって景気は堅調に推移しましたが、通商政策が景気の不確実性を高める要因として懸念されるようになりました。また、東南アジアではサプライチェーン再編の動きに伴う生産拠点の移転などが輸出の復調を牽引し、好影響をもたらしましたが、中国では長引く不動産市場の低迷に加え、輸出が鈍化する兆しがあり景気減速傾向が継続しました。

わが国経済は、設備投資の増加基調が持続するとともに、インバウンド需要が拡大し個人消費も緩やかな回復基調にあり、また原油価格高騰の懸念についても緩和しつつある一方で、原材料費の高止まりに円安の影響も受けた輸入コストの上昇に加えて、人件費や物流コストも増加が続くなど、依然として不透明な状況が継続しました。

当社グループにおきましては、2027年3月期までの3年間を対象とする新たな中期経営計画「神栄チャレンジプロジェクト2026」を策定し、本中期経営計画の3年間累計の連結経常利益55億円以上を目標として掲げ、安定した収益確保や総資産の効率的運用により自己資本比率をさらに向上させつつ、資本コストを上回る収益性の維持に取組んでおります。また、従来の繊維関連を事業開発関連に再編し、社会課題の解決やサステナブルな社会の実現を目指した新規事業および新たなビジネスモデルの開発をこれまで以上に強力に進めるとともに、競争力のある事業ポートフォリオの組成により安定した収益を確保すべく、適時適切な対応を進めています。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、前連結会計年度に行った繊維事業から的一部撤退などによる減少はありましたが、食品関連や電子関連が伸長したこと、全体では40,158百万円（前連結会計年度比0.1%減）とほぼ横ばいとなりました。

利益面では、主に食品関連の冷凍食品分野において、想定を超えた円安基調の長期化による仕入コスト上昇の影響が大きく、また物流コスト高騰の影響もあり、販売価格調整を進めたものの、営業利益は1,385百万円（前連結会計年度比22.7%減）、経常利益は1,431百万円（前連結会計年度比25.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,321百万円（前連結会計年度比20.2%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分に基づいて記載しております。

### 食品関連

食品業界の輸入食材を取り巻く環境は、国内における経済活動の正常化の動きが進み、インバウンドの回復を含め、幅広い業態において食品需要に回復の動きがみられるものの、外食産業をはじめ各分野での人手不足の問題が継続しました。また海外仕入国での工場経費などの高騰に加え、国内においても物流コストや人手不足対策としての人工費上昇などのコストアップ要因が依然として継続しました。

このような状況の中、当社グループの冷凍食品分野では、強みである品質管理体制を活かした医療老健施設向けなど品質管理要求の高いルートへの販売に引き続き注力しながら、幅広い業態で回復の動きをみせた需要を取込むべく生産から物流管理にわたるサプライチェーンの安定化による強みを発揮し、冷凍野菜・冷凍調理品の販売量が増加したこと、価格高騰による消費低迷が続く中での冷凍水産加工品の販売不振が影響したものの、全体として販売量・売上ともに増加しました。利益面では想定を超えた円安基調の長期化による仕入コスト上昇の影響が大きく、また物流コスト高騰の影響もあり、販売価格調整を進めたものの利益は減少しました。

農産分野は、円安基調における市場の仕入姿勢の慎重化の動きが継続したことに加え、主力のカシューナッツをはじめとしたナッツ類の価格上昇基調の中でも、販売機会の獲得に努め、売上・利益ともに増加しました。

その結果、食品関連の売上高は32,019百万円（前連結会計年度比0.9%増）、セグメント利益は1,883百万円（前連結会計年度比12.2%減）となりました。

### 物資関連

輸出事業を取り巻く環境は、半導体不足の緩和や物流の正常化、円安基調の継続により、総じて改善傾向が継続ましたが、輸出数量は引き続き産業や地域によるばらつきが見られ、特にアジア向けの輸出においては、中国経済の回復の遅れが足かせとなりました。

このような状況の中、当社グループの機械機器・金属製品分野では、ハードウェアや北米向け試験機器の取扱いが減少したことに加え、建設機械の取扱いが大幅に減少したこともあり、売上・利益ともに減少しました。

また、防災関連分野では、新規現地調査案件への移行が想定以上に遅れ開始に至らず、売上・利益ともに大幅に減少しました。

国内における住宅建設関連においては、集合住宅の着工件数が改善したこともあり、当社グループの建築金物・資材分野では建築金物が堅調に推移し売上は増加しましたが、経費が増加したことにより利益は減少しました。

生活用品分野では、毛材とオーラルケア製品の販売が伸長したこと、売上・利益ともに増加しました。

その結果、物資関連の売上高は3,809百万円（前連結会計年度比8.2%減）、セグメント利益は437百万円（前連結会計年度比30.3%減）となりました。

## 電子関連

電子部品業界は、在庫調整局面の解消や半導体不足の緩和、サプライチェーンの安定化を背景に、回復基調に移行しつつあるものの、産業機器市場は依然として軟調に推移し、民生市場においてもスマートフォン需要の回復は緩やかなものにとどまりました。

当社グループのセンサ機器分野では、粒子計測機器や民生用途の湿度センサが堅調に推移したものの、車載用途のホコリセンサ・湿度センサがともに減少したことから、売上・利益ともに減少しました。

計測・試験機器分野では、吸収分光式水分計測機器の販売が大幅に伸長したことに加え、輸送や梱包に係る各種試験機も増加したことから、売上・利益ともに大幅に増加しました。

コンデンサ分野では、照明用途や産業機器用途などの減少により、売上・利益ともに大幅に減少しました。

その結果、電子関連の売上高は3,760百万円（前連結会計年度比3.0%増）、セグメント利益は243百万円（前連結会計年度比0.6%増）となりました。

## 事業開発関連

当連結会計年度より、報告セグメントの変更を行い、繊維関連を再編し、新規事業の開発および新たなビジネスモデルの開発を行うとともに将来性が見込まれる事業の発展に取り組むことを目的とした事業開発関連を報告セグメントに加えました。

社会課題の解決やサステナブルな社会の実現を目指した新規事業や新たなビジネスモデルの開発については、専任の部署が鋭意調査・研究を推進しております。

育成事業としてのアパレル通販分野では、テレビショッピング向けに取扱う既存ブランドのデザインや品質が消費者から広く支持され、販売が順調に推移したことに加え、新たにデビューした複数の新規ブランドも好調なスタートを切ったことなどで、繊維事業からの一部撤退により全体の売上は減少となりましたが、採算性は改善し、利益は大幅に増加しました。

また、同じく育成中の食品輸出分野では、香港の小売市場の低迷により荷動きが鈍化したこと、香港向けの菓子類などの輸出が減少しました。

その結果、事業開発関連の売上高は568百万円（前連結会計年度比15.3%減）、セグメント利益は5百万円の損失（前連結会計年度は65百万円の損失）となりました。

※セグメント利益は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等配賦前の経常利益の金額に基づいております。

## 2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、電子関連における生産設備や食品関連における事業拡大に向けた拠点整備のほか、全社的な情報システム投資など、リース契約を含め総額で161百万円の設備投資を実施いたしました。

## 3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所用資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。

#### 4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、米国における通商政策による影響が大きく懸念されるほか、ウクライナや中東を巡る紛争の収束が未だに見通せないなど地政学上のリスクが高止まりし、中国での景気減速傾向も継続しております。

わが国経済においても、原材料費の高止まりに円安の影響を受けた輸入コストの上昇に加えて、人件費や物流コストの増加によって消費者物価指数が上昇するなど、先行きの見通しは依然不透明感が拭えない状態が続いております。

このような状況ではありますが、当社グループでは、2027年3月期までの3年間を対象とする中期経営計画「神栄チャレンジプロジェクト2026」における目標である3年間累計の連結経常利益55億円以上について、現時点では本目標の変更は行わず、本中期経営計画2年目となる2026年3月期を挽回を期す1年間と位置付けたうえで、各セグメントにおいて以下のとおり取組んでまいります。

食品関連では、引き続き当社グループを力強くけん引するため、特に国内冷凍食品事業において、強固なサプライチェーンを持つ強みを磨きながら多様なニーズに対応した商品開発の推進や、調達・販売ルートの拡充を進めることで収益力のさらなる強化を図ります。物資関連においては、アゼルバイジャンの社会インフラ関連の調査・分析からソリューションの提供により社会課題解決に貢献するほか、日本の優れた技術・製品の輸出により収益基盤の維持・拡大に取組みます。電子関連においては、産業・物流・車載用途向けに、より付加価値の高い製品の開発・販売を進め、顧客のDX化ニーズに対応したシステム・サービス事業へ展開するとともに、医薬品物流分野での安定した収益を確保するなど、高収益事業モデルの基盤作りを実現させてまいります。また事業開発関連においては、社会課題の解決やサステナブルな社会の実現を目指した新規事業および新たなビジネスモデルの開発をこれまで以上に強力に進めるとともに、アパレル通販事業の規模拡大および日本産食品の海外輸出での事業基盤の確立・拡大を図ることで、当社グループとして競争力のある事業ポートフォリオの組成により安定した収益を確保してまいります。

さらに、事業戦略と連動した人材戦略を柱とした人的資本経営やサステナブル経営を引き続き推進するとともに、DXの推進やデジタル技術の活用による生産性改善・業務効率の向上も継続いたします。財務面においては、安定した収益確保や総資産の効率的運用により自己資本比率をさらに向上させつつ、資本コストを上回る収益性を維持してまいります。加えて、利益に応じた株主還元を実施するとともに、株主や投資家の皆さんに当社グループをよりご理解いただきための情報発信（IR）をさらに進めてまいります。

上記の取組みにより、株主の皆さんや関係各位のご期待に沿えるよう、当社グループを挙げて尽力してまいりますので、何とぞご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

## 5) 財産および損益の状況の推移

区分	第154期 (2021/4~2022/3)	第155期 (2022/4~2023/3)	第156期 (2023/4~2024/3)	第157期 (当連結会計年度) (2024/4~2025/3)
	金額	金額	金額	金額
売上高 (百万円)	37,686	39,892	40,204	40,158
経常利益 (百万円)	634	1,340	1,909	1,431
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	474	949	1,655	1,321
1株当たり当期純利益 (円)	121.93	233.50	405.25	324.85
総資産 (百万円)	23,586	24,159	26,574	27,562
純資産 (百万円)	3,432	4,651	7,614	8,785

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

## 6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
神栄テクノロジー株式会社	400 百万円	100 %	各種センサ・計測機器・試験機製造販売業
神栄キャパシタ株式会社	100	100	電子部品製造販売業
神栄リビングインダストリー株式会社	100	100	不動産業、保険代理店業
神栄ホームクリエイト株式会社	48	100	建築金物・建築資材販売業
Shinyei Corp. of America (米国)	5,700 千米ドル	100	各種試験機・金属製品販売業
神栄商事（青島）貿易有限公司（中国）	3,750 千米ドル	100	食品および衣料品・服飾雑貨の品質・生産管理および販売業
Shinyei Kaisha Electronics (M) SDN. BHD. (マレーシア)	7,040 リンギット	100 (間接)	電子部品製造販売業

- (注) 1. 上に掲げた重要な子会社7社はすべて連結子会社であります。このほか、Shinyei (Thailand) Co., Ltd.は連結子会社でありますが、同社は、2022年9月26日付にて解散し、現在清算中であるため、重要な子会社に含めておりません。
2. Shinyei Kaisha Electronics (M) SDN. BHD.は、神栄キャパシタ株式会社の子会社（当社の孫会社）であります。
3. 当連結会計年度の末日において、会社法施行規則第118条第4号に規定する特定完全子会社はありません。
4. 神栄商事（青島）貿易有限公司の資本金は、登録資本金4,200千米ドルのうち、払込済資本金3,750千米ドルを記載しております。

## 7) 主要な事業内容

当社グループでは、事業部門を構成する本部別に、「食品関連」、「物資関連」、「電子関連」および「事業開発関連」の4つのセグメントとしております。

セグメント	事業内容	売上高比率
食品関連	冷凍野菜・冷凍調理品・冷凍水産加工品・農産物の販売	79.7%
物資関連	金属製品・機械機器・建築資材・建築金物・生活雑貨の販売、防災関連の調査・資機材の販売、不動産業、保険代理店業	9.5
電子関連	各種センサ・計測機器・試験機・電子部品の製造販売	9.4
事業開発関連	新規事業開発、衣料品・服飾雑貨の通信販売、食品の輸出販売	1.4
合計		100.0

## 8) 主要な営業所および工場

### (1) 当社

区分	名称および所在地
本店	本社（神戸市中央区）
支店	東京支店（東京都港区） 福岡支店（福岡市博多区） 香港支店（香港）
研究所	神栄グループR&Dセンター（神戸市中央区）
営業所	沖縄営業所（沖縄県那覇市） 名古屋営業所（名古屋市中区）
海外事務所	北京、ホーチミン、バクー、バンコク

(注) 2025年4月1日付にて、札幌営業所（札幌市豊平区）を設置いたしました。

## (2) 子会社

区 分	名 称 お よ び 所 在 地
神栄テクノロジー株式会社	本社（神戸市中央区） つくば事業所（茨城県つくば市） 福岡工場（福岡県築上郡）
神栄キャパシタ株式会社	本社（神戸市中央区） 長野工場（長野県東御市）
神栄リビングインダストリー株式会社	本社（神戸市中央区）
神栄ホームクリエイト株式会社	本社（大阪府東大阪市） 東京営業所（東京都足立区） 福岡営業所（福岡市博多区）
Shinyei Corp. of America	本社（New York, NY, U.S.A.） メキシコ事務所（Queretaro, QRO, Mexico）
神栄商事（青島）貿易有限公司	本社（中国山東省青島市） 上海支店（中国上海市）
Shinyei Kaisha Electronics (M) SDN. BHD.	本社および工場（Johor Bahru, Johor, Malaysia）

## 9) 従業員の状況

セグメント	従業員数	(前連結会計年度末比増減)
食品関連	128名	( +3名 )
物資関連	53	( △1 )
電子関連	220	( △8 )
事業開発関連	8	( — )
全社（共通）	54	( +2 )
合計	463	( △4 )

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。  
 2. 当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度末比増減は、前連結会計年度の数値を変更後の区分に組み替えて比較を行っております。

10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,861 <small>百万円</small>
株式会社三菱UFJ銀行	2,348
株式会社みなと銀行	1,779
農林中央金庫	1,157
兵庫県信用農業協同組合連合会	1,130
株式会社池田泉州銀行	825
株式会社中国銀行	777
株式会社京都銀行	750
株式会社伊予銀行	550
三井住友信託銀行株式会社	380

## 2. 会社の株式に関する事項

- 1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 4,168,500株 (自己株式260,692株を含む)
- 3) 株主総数 3,987名
- 4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況 持株数 (持株比率)
株式会社メディパルホールディングス	208,500株 ( 5.34 %)
株式会社三井住友銀行	187,500 ( 4.80 )
株式会社三菱UFJ銀行	187,500 ( 4.80 )
株式会社みなと銀行	180,800 ( 4.63 )
農林中央金庫	165,000 ( 4.22 )
神栄グループ従業員持株会	129,986 ( 3.33 )
株式会社ノザワ	122,300 ( 3.13 )
株式会社さくらケーシーエス	101,000 ( 2.58 )
兵庫県信用農業協同組合連合会	100,000 ( 2.56 )
株式会社泉屋製菓総本舗	98,000 ( 2.51 )

(注) 持株比率は、自己株式数(260,692株)を控除して算出しております。

## 5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員等に交付した株式の状況

当社は、当事業年度中において、2024年6月26日開催の取締役会における決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）4名に対し5,607株、取締役を兼務しない執行役員4名に対し3,204株、計8,811株の当社普通株式を自己株式の処分により交付いたしました。

当該譲渡制限付株式は、当社と株式の交付を受ける者との間で締結した譲渡制限付株式割当契約において、交付日である2024年7月25日から当社または当社の子会社の取締役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問、相談役または参与その他これらに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職（死亡による退任または退職を含みます。）する日までの期間は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと（以下「譲渡制限」といいます。）、当社または当社の子会社の取締役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問、相談役または参与その他これらに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了または定年その他の正当な事由により退任または退職（死亡による退任または退職を含みます。）した場合に、交付した株式の全部または一部について譲渡制限を解除すること、任期満了または定年その他の正当な事由によらずに、当社または当社の子会社の取締役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問、相談役または参与その他これらに準ずる地位のいずれの地位からも退任または退職した場合における交付した株式の全部、または譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない株式について、当社が無償で取得すること等をその内容としております。

## 6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年2月20日開催の取締役会における決議に基づき、2025年2月21日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けにより、当社普通株式191,200株を自己株式として取得いたしました。当社株主である複数の損害保険会社により、当該社が保有する当社株式を売却する意向を有している旨の連絡を受け、政策保有株式縮減の社会趨勢を踏まえ検討した結果、その縮減の一環として、当該売却による当社株式需給への短期的な影響を緩和し、既存の株主様への影響を軽減することを勘案したものであります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### 1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 兼社長執行役員	赤澤秀朗	事業部門統括 兼 物資事業本部長 公益社団法人神戸納税協会会長（理事）
代表取締役 兼専務執行役員	中川太郎	食品事業本部長 兼 電子製造本部長
取締役 兼執行役員	長尾謙一	企画管理本部長
取締役 兼執行役員	小西則一	食品事業本部副本部長 兼 食品部長
取締役 (常勤監査等委員)	山水教賢	
取締役 (監査等委員)	渋谷一秀	
取締役 (監査等委員)	西原健二	公認会計士 西原健二公認会計士事務所代表 株式会社奥村組社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	中尾一彦	神姫バス株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	小島幸保	弁護士 小島法律事務所所長 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社社外監査役 関西学院大学大学院司法研究科（法科大学院）教授

- (注) 1. 取締役 渋谷一秀、西原健二、中尾一彦および小島幸保は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 渋谷一秀、西原健二、中尾一彦および小島幸保を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員 西原健二は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、経営会議その他の重要な会議への出席や重要な決裁文書の閲覧、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および内部監査部門をはじめとする使用人からの日常的な報告徴収により高度な情報収集を行い、内部監査部門および子会社の監査役との連携も十分なものとすることにより、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、より実効的なものとするため、山水教賢を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 2024年6月26日開催の第156回定時株主総会において、新たに中尾一彦および小島幸保が監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
6. 2024年6月26日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって、取締役 大森右策氏が任期満了により退任いたしました。
7. 当社は、経営の意思決定・業務監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、それぞれの機能を強化するとともに、経営の意思決定の一層の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	谷 口 博 一	事業開発本部長 兼 事業開発室長
執 行 役 員	中 西 徹	企画管理本部副本部長 兼 事業統括室長
執 行 役 員	岸 本 勝	企画管理本部副本部長 兼 総務・審査部長 兼 神栄リビングインダストリー株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	小 山 文 也	電子製造本部副本部長 兼 神栄テクノロジー株式会社代表取締役社長

なお、2025年4月1日付にて、次のとおり執行役員の担当の異動がありました。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	中 西 徹	企画管理本部副本部長 兼 事業統括室長 兼 情報システム部長
執 行 役 員	岸 本 勝	企画管理本部副本部長 兼 総務部長 兼 神栄リビングインダストリー株式会社代表取締役社長

## 2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年6月28日付にて監査等委員会設置会社に移行する以前より、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社グループの業績に与える影響を明朗な形で業務執行を担う役員の報酬に反映させ、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることなどを目的として、取締役会の決議により、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりましたが、監査等委員会設置会社移行に伴い、同日開催の取締役会において、当該決定方針を改定し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を決議いたしました。さらには、新たな中期経営計画を策定したことに伴い業績連動報酬に係る業績指標の水準を見直すとともに、業績との連動

性をより高めることなどを目的として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会における審議を経て、2024年6月26日開催の取締役会において、決定方針を再度改定いたしました。

同日付取締役会決議に係る決定方針の内容の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役（執行役員を兼務する者を含み、監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬等については、取締役報酬および執行役員報酬（取締役会長の場合は会長報酬、以下同じ）により構成し、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、取締役報酬のみとする。取締役報酬は基本報酬たる固定金銭報酬のみとし、執行役員報酬は固定金銭報酬および株式報酬から成る基本報酬と業績連動報酬により構成する。

イ 固定金銭報酬

取締役報酬および執行役員報酬の基本報酬のうちの固定金銭報酬の金額は、それぞれの役位（執行役員としての役位を含む、以下同じ）に応じて、従業員の給与水準などを鑑み、役員の経営責任等を総合的に勘案した上で、妥当であると考えられる金額とする。なお、株式報酬または業績連動報酬を支給する者については、これらの報酬額も勘案した金額とする。

ロ 株式報酬

取締役（執行役員を兼務する者を含み、監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、それぞれの役位に応じて妥当であると考えられる金額を株式報酬とし、譲渡制限付株式を付与するための報酬として固定金銭報酬とは別に金銭報酬を支給することができる。各取締役はその株式報酬たる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとする。

ハ 業績連動報酬

執行役員を兼務する取締役および代表取締役会長については、中長期的なインセンティブである株式報酬に加え、短期的なインセンティブとしての業績連動報酬を設定する。当社グループでは、前中期経営計画において最終年度の連結経常利益が19億円まで伸長したことを踏まえ、さらに一段高い水準である連結経常利益20億円を目指すべきであると考えられることから、業績連動報酬は、前連結会計年度における連結経常利益が20億円の場合を標準である100%とし、連結経常利益が0円以下の場合の0%から30億円以上の場合の150%までの間で連結経常利益の金額に比例して変動させる。なお、標準となる連結経常利益が20億円の場合の金額は、執行役員報酬の基本報酬のうちの固定金銭報酬の金額の30%から70%を目安にそれぞれ

役位に応じて設定する。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、毎年、指名・報酬委員会における審議を経て、定時株主総会直後に開催する取締役会において、翌定期株主総会終結時までの1年間の職務執行期間に対応する固定金銭報酬の金額、株式報酬に係る金銭報酬債権の金額・交付する当社の普通株式の数および譲渡制限等の内容、ならびに業績連動報酬の金額の算定方法を決議する。なお、固定金銭報酬、株式報酬、業績連動報酬の構成比率は、それぞれの役位および執行役員の兼務の有無に応じて決定する。

固定金銭報酬については当年7月から翌年6月まで毎月支給し、株式報酬については当年6月に付与した金銭報酬債権に基づき当年7月に譲渡制限付株式を交付し、業績連動報酬については翌年6月に支給するものとする。なお、当該職務執行期間中に退任した取締役については、合理的な調整を行う。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定金銭報酬および業績連動報酬の総額（執行役員を兼務する者が受ける執行役員としての報酬等を含む）は、2022年6月28日開催の第154回定期株主総会において決議された年額200百万円（うち社外取締役20百万円）の範囲内とする。また、取締役（執行役員を兼務する者を含み、監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の株式報酬の総額（執行役員を兼務する者が受ける執行役員としての報酬等を含む）は、同株主総会において決議された年額40百万円の範囲内とし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内とする。なお、同株主総会決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち社外取締役1名）である。

- ② 監査等委員である取締役の報酬等については、固定金銭報酬のみとし、上記①の取締役報酬および執行役員報酬の基本報酬たる固定金銭報酬に準じ、毎年、指名・報酬委員会における審議を経て、定期株主総会直後に開催する監査等委員会において、翌定期株主総会終結時までの1年間の職務執行期間に対応する報酬の金額を協議により決定し、当年7月から翌年6月まで毎月支給するものとする。なお、当該職務執行期間中に退任した監査等委員である取締役については、合理的な調整を行う。

監査等委員である取締役の固定金銭報酬の総額は、2022年6月28日開催の第154回定期株主総会において決議された年額48百万円の範囲内とする。なお、同株主総会決議に係る監査等委員である取締役の員数は4名である。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会決議の日、当該株主総会決議の内容の概要および当該株主総会決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の員数につきましては、上記（1）の決定方針に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社取締役会は、決定方針に基づき、役位（執行役員としての役位を含む）に応じた取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の具体的な内容を内規で定めており、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容は、当該内規を適用して、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会において決議したものであることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員数	
		基本報酬		業績連動報酬		
		固定金銭報酬	株式報酬			
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	133 百万円 (一)	97 百万円 (一)	10 百万円 (一)	25 百万円 (一)	4 名 (一)	
監査等委員 である取締役 (うち社外取締役)	38 (18)	38 (18)	—	—	6 (5)	

(注) 1. 株式報酬の額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。また、当該株式報酬の内容およびその交付状況につきましては、「2. 会社の株式に関する事項」の「5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員等に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

2. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由ならびに業績連動報酬の額の算定方法につきましては、上記（1）の決定方針に記載のとおりであります。また、当事業年度を含む連結経常利益の推移につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項」の「5) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

### 3) 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	渋 谷 一 秀	当社開催の取締役会17回のすべておよび監査等委員会13回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。また、保険会社における豊富な経験や経営に携わってきた経験による幅広い見識に基づき、中長期的視点による事業戦略や人的資源の活用をはじめ、当社グループの持続的成長や企業価値向上を図る観点から、独立の立場で審議していただけることを期待しておりましたが、取締役会等において、これまでの経験や見識に基づき独立の立場から発言を行うなど、社外取締役としての役割を十分に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	西 原 健 二	当社開催の取締役会17回のすべておよび監査等委員会13回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。また、公認会計士であり会計の専門家としての高い見識に基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制の維持および強化をはじめ、当社グループの持続的成長や企業価値向上を図る観点から、独立の立場で審議していただけることを期待しておりましたが、取締役会等において、これまでの経験や見識に基づき独立の立場から発言を行うなど、社外取締役としての役割を十分に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	中 尾 一 彦	2024年6月の就任以来、当社開催の取締役会13回のすべておよび監査等委員会10回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。また、金融機関における豊富な経験や経営に携わってきた経験による幅広い見識に基づき、中長期的視点による事業戦略や人的資源の活用をはじめ、当社グループの持続的成長や企業価値向上を図る観点から、独立の立場で審議していただけることを期待しておりましたが、取締役会等において、これまでの経験や見識に基づき独立の立場から発言を行うなど、社外取締役としての役割を十分に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	小 島 幸 保	2024年6月の就任以来、当社開催の取締役会13回のすべておよび監査等委員会10回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。また、弁護士であり法律の専門家としての高い見識に基づき、ガバナンスやコンプライアンスの強化をはじめ、当社グループの持続的成長や企業価値向上を図る観点から、独立の立場で審議していただけることを期待しておりましたが、取締役会等において、これまでの経験や見識に基づき独立の立場から発言を行うなど、社外取締役としての役割を十分に果たしております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社の定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

## 4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担する争訟費用や損害賠償金等の経済的な損失を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損失は填補されない等の一定の免責事由が定められております。

被保険者の範囲は、当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役、会計監査人、執行役員およびその他の重要な使用人であり、すべての被保険者について、保険料は当社および当社の子会社各社が按分して負担しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### 1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### 2) 責任限定契約の内容の概要

当社の定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

会計監査人が監査契約履行に伴って当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

### 3) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 在外連結子会社 2 社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を合理的に区別できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他その必要があると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり取締役会において決議しております。

#### (1) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行ならびに当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ 当社グループの経営理念に則り制定された「神栄グループ倫理憲章」、「神栄グループ企業行動基準」の精神を、繰り返し当社グループの役員および使用人に伝えることにより、法令および社会倫理の遵守を企業活動の根底に据えることを周知徹底する。

ロ 法令および社会倫理の遵守のための体制を整備し、コンプライアンス上の問題点を把握するため、当社グループ横断的な常設の内部統制委員会を設置し、当社の代表取締役をコンプライアンスにおける総責任者として定める。また、当社の企画管理部門担当役員が所管する法務担当部門において、当社グループ全体のコンプライアンス・マネジメントシステムの運営・企画を行う。

ハ 法務担当部門と内部監査部門は、当社グループにおけるコンプライアンス上の問題を発見し、または検討課題を見いだした場合は、内部統制委員会または担当部門で審議し、当社の取締役会に報告する。当社の取締役会は、報告内容に対し、適切な改善措置を講じるとともに、定期的にコンプライアンス体制の維持・向上に努める。

ニ コンプライアンスやリスクに関連する問題について、職制を通じた報告伝達経路以外に当社グループの従業員が直接当社に報告することを可能とするため、内部通報制度（神栄ヘルpline）を設置し、運営する。

ホ 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、当社グループにおける良好な統制環境の保持を行い、内部統制および各業務プロセスの統制活動を強化し、金融商品取引法（第24条の4の4）に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備、運用、評価を継続的に行い、必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係諸法令等の適合性を確保する体制を整備する。

ヘ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力と関わりのある企業、団体、個人とは取引関係その他一切の関係を持たない方針を貫く体制を整備する。

② 当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ 当社の取締役および執行役員の職務の執行ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、それぞれの分野において担当する当社の取締役または執行役員を総責任者として定める。総責任者は、「神栄グループ文書管理規

- 則」に従い、職務執行に係る情報の文書または電磁的媒体への記録、整理・保存を所管する。
- 口 当社の監査等委員会および内部監査部門は「神栄グループ文書管理規則」に則り、適正に情報の保存および管理がされているかについて監査する。
- ハ 業務管理機能を有する基幹システムをはじめとするICT（情報通信技術）環境の適切な整備、業務プロセスのICT化を通じて、ICTの適切な管理・統制を実現することにより、経営計画の達成に必要な情報を確保する体制を構築する。
- ③ 当社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 「神栄グループリスクマネジメント規則」に基づき、当社グループの事業の遂行上、想定し得る重要な個別リスクに関し、各個別リスクごとにリスク管理に対する体制を整備する。これらの個別リスク管理は、当社グループ横断的に設置する常設の内部統制委員会が行う。管理対象とすべき新たなリスクが生じた場合は、速やかに、当該リスクに対する施策を講じる。
- 口 内部統制委員会は、事業分野ごと、またはリスクカテゴリーごとのリスク管理の状況を調査し、その結果を当社の取締役会に報告し、当社の取締役会は、改善すべき点があれば、改善策を審議・決定する。
- ④ 当社の取締役および執行役員の職務の執行ならびに当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 当社の取締役会は、当社の取締役会が定める経営機構に基づき、代表取締役および執行役員をして、業務の執行を行わせる。
- 口 当社の取締役会は、社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く）および社長が指名する執行役員を構成員とする経営会議を設置し、業務運営に当たらせる。
- ハ 当社の取締役会は、当社グループの中期経営計画を策定し、中期経営計画に基づく事業分野ごとの業績目標・予算を設定する。さらに、その達成に向けて当社の執行役員に職務を遂行させ、その結果を管理・評価する。
- ニ 企画管理部門において、子会社の業務執行を管理し、統括する。また、子会社の監査役は、当社所属の使用人を充てる。
- ⑤ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ 子会社の業績および財務状況、コンプライアンスやリスクに関連する問題その他重要な事項については、当社への報告を義務付ける。
- 口 当社の監査等委員会および内部監査部門は、当社および子会社の監査を実施し、その結果を当社の取締役会に報告する。
- ⑥ その他の当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社グループにおける職務分掌、決裁権限に関する基準その他の管理規程を定め、子会社にも適用させる。
- ロ 子会社の機関設計について、原則として、取締役会および監査役設置会社とする。
- ハ 子会社の代表取締役は、当社グループ全体の内部統制を確立するため、当該子会社における内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有するものとする。

(2) 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項および当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - イ 当社の監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。
  - ロ 監査等委員会事務局は、当社の取締役会から独立した地位を確保できる体制とする。
  - ハ 監査等委員会事務局員は、当社の監査等委員会の命令に従いその職務を行う。
  - ニ 当社の監査等委員会は、監査等委員会事務局員の人事に関しては、事前に報告を受けるとともに、意見を述べることができる。
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、当社の子会社の役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
  - イ 当社の代表取締役および社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、当社の取締役会においてその担当する業務の執行状況の報告をする。また、当社の監査等委員に対し、経営会議その他の重要な会議および各種委員会に出席を求めるとともに、当社の取締役および執行役員の職務の執行ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な文書を閲覧に供する。
  - ロ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人ならびに子会社の役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査等委員会に直ちに報告する。
  - ハ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人ならびに子会社の役員および使用人は、定期報告およびその他必要事項について当社の監査等委員会に隨時報告を行う。
  - ニ 当社は、当社の監査等委員会に報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人に対する不利な取扱いを禁止する。また、子会社に対し、当社の監査等委員会に報告を行った子会社の役員および使用人に対する不

利な取扱いの禁止を徹底させる。

- ③ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ 当社の代表取締役は、当社の監査等委員会と必要に応じて会合を開催する。
  - ロ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員およびその職務を補助すべき使用人は、当社の監査等委員会との意思疎通、情報の収集・意見交換の機会を確保する。
  - ハ 内部監査部門および子会社の監査役は、当社の監査等委員会に監査状況および業務状況を報告するほか、当社の監査等委員会との事務連絡会を開催し、緊密な連携を保つ。
  - ニ 内部監査部門は、監査実施前に当社の監査等委員会との情報および意見の交換を行うとともに、監査の結果を監査等委員会に報告する。
  - ホ 当社の監査等委員会は、内部監査部門が実施する監査に対して、必要な指揮命令を行うことができる。この場合において、監査等委員会が特に命じた事項に関しては、監査等委員会の指揮命令が社長の指揮命令に優先する。
  - ヘ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務については、当該監査等委員会の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、所管部署において迅速に処理を行う。当社の監査等委員会が弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家の活用を求めた場合は、当社がその費用を負担する。

## 2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、下記のとおりであります。

- (1) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況
  - ① 当社グループの役員および従業員に対し、研修や各種会議における訓示、通達発信等の様々な機会を通じ、法令、社会倫理および社内規程の遵守徹底を繰り返し求め、「神栄グループ倫理憲章」や「神栄グループ企業行動基準」をはじめとする社内規範を基軸とした行動の実践を促し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に取組んだ。
  - ② 当社の取締役、執行役員および部長ならびに子会社の代表取締役が出席する内部統制委員会を年2回開催し、当社グループ全体のコンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する課題について審議した。また、内部統制委員会の下部組織であるコンプライアンスおよびリスクマネジメントの各小委員会をそれぞれ年11回、情報セキュリティ小委員会を年2回開催して調査および審議を行い、その結果を内部統制委員会に報告した。
  - ③ 每月1回および定時株主総会後に開催する定時取締役会13回に加え、臨時取締役会4回を開催し、当社グループにおける重要な意思決定を行うとともに、代表取締役およ

び執行役員による業務の執行状況ならびに財政および事業の状況について報告を行った。

- ④ 原則として毎週1回、社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く）および社長が指名する執行役員を構成員とする常務会を開催し、当社グループにおける重要案件について審議した。
- ⑤ 当社の監査等委員会および内部監査部門は、それぞれ監査計画を策定のうえ、往査（ただし、海外拠点の一部についてはリモートでの監査にて対応）を実施し、その結果を取締役会に報告した。
- ⑥ 海外を含む当社グループのすべての役員および従業員が利用できる内部通報制度（神栄ヘルpline）を整備・運営するとともに、違法行為等があった場合の通報を促すための啓発をし、利用しやすい環境整備を行った。
- ⑦ 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制については、計画を策定のうえ、当該計画に基づき整備および運用の状況を評価し、不備がないことを確認した。
- ⑧ 反社会的勢力および団体との関わりを防止するため、当社の法務担当部門を当社グループにおける統括部署と定め、対応マニュアルを整備し、引き続き研修の実施や外部専門機関からの情報収集を行うとともに、取引先と締結する契約書等には原則として「暴力団排除条項」を定めた。
- ⑨ 社内規程は必要に応じて整備・改定を行い、原則として子会社も含めて適用し、遵守させるとともに、当社の監査等委員会および内部監査部門が実施する監査によっても、その遵守状況を確認した。
- ⑩ 特に海外子会社における取締役会の実効性確保について、運営の指針に基づき実施の徹底を継続した。
- ⑪ 当社グループにおける経営上の意思決定に関する重要文書をはじめとする職務の執行に係る情報については、「神栄グループ文書管理規則」に従い、電子文書については文書保存システムを活用しつつ、保存期間を設定して管理した。
- ⑫ 「神栄グループリスクマネジメント規則」に基づき、当社グループの事業の遂行上、想定し得る重要なリスクを集約して内部統制委員会に報告するとともに、リスクマネジメント小委員会において検証を進めた。また、リスクとなり得る事象が早期に当社の取締役や法務担当部門に情報共有されるよう、同規則および関連する社内規程を改定するとともに、啓発を行った。

(2) 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

- ① 監査等委員会事務局を設置し、兼任の事務局員1名に当社の監査等委員会の職務を補助させた。また、監査等委員会事務局の職務については、取締役会および常務会の指示に服さないものとし、事務局員は、監査等委員会の指示のみに従い、職務を行った。

- ② 当社の常勤監査等委員は、常務会その他の重要な会議および内部統制委員会に出席するとともに、決裁書類や不測の事態に関する報告書など職務の執行に係る重要な文書を閲覧し、他の監査等委員にその内容を報告した。
- ③ 当社の執行役員を兼務する取締役、常勤監査等委員および社外取締役等が出席する意見交換会を開催し、各種経営課題や事業戦略に関する議論を行った。
- ④ 内部監査部門および子会社の監査役は、当社の監査等委員会に出席し、監査状況および業務状況を報告するとともに、毎月1回、それぞれ当社の常勤監査等委員との事務連絡会を開催し、連携を行った。また、内部監査部門は、個別の内部監査実施前に当社の監査等委員会との間で、追加監査項目や監査方法、監査の視点等について質疑応答と意見交換を行い、その結果を実際の監査に反映した。
- ⑤ 当社の監査等委員が監査の実施、研修の受講その他の職務の執行に要する費用については、所管部署において迅速に処理を行った。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為や買収提案の中には、当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しているものもあります。

以上のことから、当社株式の大規模買付行為や買収提案に対しては、株主共同の利益確保の観点から、必要に応じて適切な対応を行ってまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

**連 結 貸 借 対 照 表**  
(2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>			
流 動 資 産	17,502	流 動 負 債	13,439
現 金 及 び 預 金	1,146	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,987
受 取 手 形	145	短 期 借 入 金	8,917
売 掛 金	5,862	未 払 費 用	1,351
商 品 及 び 製 品	9,528	未 払 法 人 税 等	204
仕 掛 品	176	賞 与 引 当 金	459
原 材 料 及 び 貯 藏 品	377	そ の 他	518
そ の 他	266		
貸 倒 引 当 金	△0		
固 定 資 産	10,060	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,337</b>
有 形 固 定 資 産	3,841	長 期 借 入 金	4,424
建 物 及 び 構 築 物	6,212	繰 延 税 金 負 債	547
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,087	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	48
土 地	1,205	退 職 給 付 に 係 る 負 債	113
そ の 他	1,233	そ の 他	204
減 価 償 却 累 計 額	△6,897		
無 形 固 定 資 産	113	<b>負 債 合 計</b>	<b>18,777</b>
投 資 そ の 他 の 資 産	6,105		
投 資 有 価 証 券	5,889	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
繰 延 税 金 資 産	95	株 主 資 本	5,981
そ の 他	141	資 本 金	2,065
貸 倒 引 当 金	△19	資 本 剰 余 金	605
		利 益 剰 余 金	3,771
		自 己 株 式	△461
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,803
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,828
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△15
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△10
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,785</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>27,562</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>27,562</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**連 結 損 益 計 算 書**  
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	40,158
売 上 原 価	31,755
売 上 総 利 益	8,403
販売費及び一般管理費	7,017
営 業 利 益	1,385
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	161
為 替 差 益	86
そ の 他	30
	278
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	220
そ の 他	11
	232
経 常 利 益	1,431
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	79
特 別 損 失	
減 損 損 失	30
訴 訟 関 連 損 失	12
	42
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,468
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	317
法 人 税 等 調 整 額	△169
当 期 純 利 益	147
親会社株主に帰属する当期純利益	1,321
	1,321

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**連結株主資本等変動計算書**  
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,065	607	2,777	△162	5,288
当期変動額					
剰余金の配当			△327		△327
親会社株主に帰属する当期純利益			1,321		1,321
譲渡制限付株式報酬		△1		18	16
自己株式の取得				△317	△317
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△1	993	△299	693
当期末残高	2,065	605	3,771	△461	5,981

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,399	4	△78	2,325	7,614
当期変動額					
剰余金の配当					△327
親会社株主に帰属する当期純利益					1,321
譲渡制限付株式報酬					16
自己株式の取得					△317
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	429	△20	68	478	478
当期変動額合計	429	△20	68	478	1,171
当期末残高	2,828	△15	△10	2,803	8,785

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社

神栄商事（青島）貿易有限公司、Shinyei (Thailand) Co., Ltd.、神栄ホームクリエイト株式会社、神栄リビングインダストリー株式会社、Shinyei Corp. of America、神栄テクノロジー株式会社、神栄キャパシタ株式会社、Shinyei Kaisha Electronics(M) SDN. BHD.

以上 8社

##### (2) 非連結子会社 1社（関西通商株式会社）

非連結子会社は休眠会社であり、重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社 なし

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社 1社（関西通商株式会社）

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は休眠会社であり、重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外の子会社3社については決算日が12月31日であります。この決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。また、連結子会社のうちShinyei (Thailand) Co., Ltd.は、2022年9月26日付にて解散し、清算中であることから、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

#### 4. 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産

個別法または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

## 5. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社本社ビルの建物および建物附属設備については定額法を、当社のその他の有形固定資産および国内の連結子会社は定率法を、海外子会社については、それぞれの国における会計原則に規定する償却方法を採用しております。

ただし、当社および国内の連結子会社において、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間による定額法によっております。

### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

## 6. 重要な引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### (3) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社につきましては役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

## 7. 退職給付に係る会計処理の方法

当社および国内連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 8. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。

## (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用しましたヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a ヘッジ手段… 為替予約

ヘッジ対象… 商品の輸出・輸入による外貨建売上債権・外貨建買入債務および外貨建予定取引

b ヘッジ手段… 金利スワップ

ヘッジ対象… 借入金

## (3) ヘッジ方針

将来の為替および金利の市場変動リスクをヘッジする方針であり、投機的な取引および短期的な売買利益を得る目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

## (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を直接結び付けて判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## (5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

ヘッジ取引の執行・管理については取引権限等を定めた社内規程に基づき、常務会の承認を得て行っております。

## 9. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 一時点で充足される履行義務

当社グループでは、主に食品関連において冷凍野菜・冷凍調理品・冷凍水産加工品・農産物の販売、物資関連において金属製品・機械機器・建築資材・建築金物・生活雑貨の販売、電子関連において各種センサ・計測機器・試験機・電子部品の製造および販売、事業開発関連において衣料品・服飾雑貨の通信販売、食品の輸出販売を行っております。

このような商品および製品の販売については、国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においてはインコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。ただし、契約条件において顧客による検収を要する場合には、顧客が検収した時に収益を認識しております。

これらの取引については、当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しております。また一部の取引については

第三者により商品が顧客に提供されるように手配することが当社グループの履行義務であり、在庫リスクおよび価格設定の裁量権を有していないことから代理人として取引を行っていると判断しております。当社グループが代理人に該当すると判断した取引については、第三者が顧客に提供する商品と交換に顧客から受け取る額より当該第三者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

食品関連の取引の一部については、取引数量等を条件としたリベートを付して販売していることから、変動対価が含まれております。

これらの取引の対価は、商品および製品の引き渡し後、概ね半年以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

## (2) 一定期間にわたり充足される履行義務

当社グループでは、物資関連において、調査業務契約および工事請負契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、見積り総原価に対する期末日までの発生原価の割合に基づいて行っているものと、移転される財またはサービスの総量に対する割合に基づいて行っているものがあります。

これらの取引の対価は、前受金による受領、または契約条件に従い概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

## 10. 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

### 会計上の見積りに関する注記

#### 繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 871百万円（繰延税金負債相殺前）
2. その他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、見積可能期間である5年間の課税所得を合理的に見積り、タックス・プランニングおよび将来加算一時差異の解消スケジュールを踏まえ判断しております。なお、当社グループにおいては、当社に係る繰延税金資産の計上額が重要と認識しており、課税所得の見積りにあたっては、見積可能期間である5年間において当社グループの次期経営計画を基礎としつつ、各事業部門の過去実績や市場環境等を勘案し、調整を加えたものを使用しております。

これらの見積りは将来の不確実な経営環境の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、また税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の財政状態および経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

## 追加情報

### 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以降開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更して計算しております。

この変更による当連結会計年度の繰延税金資産および法人税等調整額への影響は軽微であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,063百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
土地	809百万円
計	2,873百万円
(上記のうち財団抵当)	234百万円)

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	3,100百万円
その他（流動負債）	9百万円
長期借入金	3,381百万円
（1年以内返済予定額を含む）	
その他（固定負債）	52百万円
計	6,543百万円
（上記のうち財団抵当）	6,244百万円)

### 2. 受取手形割引高

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途（場所）	種類	減損損失（百万円）
生産管理システム等（長野県）	リース資産等	30

当社グループは、原則セグメントを基準として、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っていますが、遊休資産については独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてグルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスの資産グループについて、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値をゼロとして算定しております。

### 2. 訴訟関連損失

当社グループのフィルムコンデンサの取引に関する訴訟等への対応に係る弁護士報酬等であります。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 4,168,500株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 260,692株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	327	80.00	2024年3月31日	2024年6月27日

#### (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	351	90.00	2025年3月31日	2025年6月27日

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額	2,248円11銭
2. 1 株当たり当期純利益	324円85銭

### 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブは、内部管理規程に従い実需の範囲で行うこととしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に運転資金および設備投資資金に係る資金調達であります。借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 8. 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額270百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	5,618	5,618	—
(2) 長期借入金	(6,892)	(6,835)	△56
(3) デリバティブ取引 (* 2)	(21)	(21)	—

(\* 1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務項目については、( ) で示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,618	—	—	5,618
資産計	5,618	—	—	5,618
デリバティブ取引				
通貨関連（*）	—	(21)	—	(21)

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務項目については、( ) で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	6,835	—	6,835
負債計	—	6,835	—	6,835

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、期末日現在の先物為替レート等を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、為替予約の振当処理の特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該金融商品の時価に含めています。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の長期借入金の時価については金利スワップの対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用のオフィスビルおよび店舗等（土地を含む。）を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルについては、当社および一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額および時価については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	160	766
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,196	3,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 百万円)

	報告セグメント				合計
	食品関連	物資関連	電子関連	事業開発関連	
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	32,019	3,236	3,760	568	39,585
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	382	—	—	382
顧客との契約から生じる収益	32,019	3,619	3,760	568	39,968
その他の収益	—	190	—	—	190
外部顧客への売上高	32,019	3,809	3,760	568	40,158

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 9. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高

(単位 百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	37	66

契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。契約負債は、主に食品関連および物資関連において、引き渡し時および役務の提供完了時に収益を認識する販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、37百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における未充足の履行義務に配分した取引価格はありません。

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**貸 借 対 照 表**  
(2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>15,748</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>14,731</b>
現 金 及 び 預 金	806	買 掛 金	1,396
受 取 手 形	93	短 期 借 入 金	6,450
売 掛 金	5,223	1年内返済予定の長期借入金	2,467
商 品	8,928	未 払 費 用	1,237
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	894	未 払 法 人 税 等	105
そ の 他	247	預 り 金	2,482
貸 倒 引 当 金	△444	賞 与 引 当 金	318
		そ の 他	273
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,744</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,209</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,037</b>	長 期 借 入 金	4,424
建 物	4,813	退 職 給 付 引 当 金	101
構 築	146	繰 延 税 金 負 債	537
機 械 及 び 装 置	98	そ の 他	145
車 両 運 搬 具	4		
工 具、器 具 及 び 備 品	141	<b>負 債 合 計</b>	<b>19,940</b>
土 地	844		
リ 一 ス 資 産	50	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
減 価 償 却 累 計 額	△3,062	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,771</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>59</b>	資 本 金	2,065
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>9,647</b>	資 本 剰 余 金	605
投 資 有 価 証 券	5,809	資 本 準 備 金	580
関 係 会 社 株 式	3,652	そ の 他 資 本 剰 余 金	25
関 係 会 社 出 資 金	112	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,561</b>
そ の 他	93	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,561
貸 倒 引 当 金	△19	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	110
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,451
<b>資 产 合 計</b>	<b>28,493</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△461</b>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,780
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,795
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△15
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,552</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>28,493</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**損 益 計 算 書**  
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	33,359
売 上 原 価	27,462
売 上 総 利 益	5,896
販売費及び一般管理費	4,991
営 業 利 益	904
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	268
為 替 差 益	88
そ の 他	346
	702
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	273
そ の 他	50
	323
経 常 利 益	1,283
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	79
特 別 損 失	
関係会社貸倒引当金繰入額	78
訴 訟 関 連 損 失	12
	91
税 引 前 当 期 純 利 益	1,272
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	186
法 人 税 等 調 整 額	△159
当 期 純 利 益	27
	1,245

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**株主資本等変動計算書**  
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,065	580	27	607	111	2,532	2,643
当期変動額							
剩 余 金 の 配 当						△327	△327
当 期 純 利 益						1,245	1,245
固定資産圧縮積立金の取崩					△0	0	—
譲渡制限付株式報酬			△1	△1			
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△1	△1	△0	918	917
当期末残高	2,065	580	25	605	110	3,451	3,561

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△162	5,154	2,373	4	2,378	7,533
当期変動額						
剩 余 金 の 配 当		△327				△327
当 期 純 利 益		1,245				1,245
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
譲渡制限付株式報酬	18	16				16
自 己 株 式 の 取 得	△317	△317				△317
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			421	△20	401	401
当期変動額合計	△299	617	421	△20	401	1,018
当期末残高	△461	5,771	2,795	△15	2,780	8,552

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、

売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産

個別法または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

本社ビルの建物および建物附属設備については定額法、その他は定率法によって償却しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

#### 3. 繰延資産の償却の方法

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり定額にて償却しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用しましたヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品の輸出・輸入による外貨建売上債権・外貨建買入債務および外貨建予定取引

b ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(3) ヘッジ方針

将来の為替および金利の市場変動リスクをヘッジする方針であり、投機的な取引および短期的な売買利益を得る目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を直接結び付けて判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

ヘッジ取引の執行・管理については取引権限等を定めた社内規程に基づき、常務会の承認を得て行っております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 一時点で充足される履行義務

当社では、主に食品関連において冷凍野菜・冷凍調理品・冷凍水産加工品・農産物の販売、物資関連において金属製品・機械機器・生活雑貨の販売、電子関連において各種センサ・計測機器・試験機・電子部品の販売、事業開発関連において衣料品・服飾雑貨の通信販売、食品の輸出販売を行っております。

このような商品の販売については、国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においてはインコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。ただし、契約条件において顧客による検収を要する場合には、顧客が検収した時に収益を認識しております。

これらの取引については、当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しております。また一部の取引については第三者により商品が顧客に提供されるように手配することが当社の履行義務であり、在庫リスクおよび価格設定の裁量権を有していないことから代理人として取引を行っていると判断しております。当社が代理人に該当すると判断した取引については、第三者が顧客に提供する商品と交換に顧客から受け取る額より当該第三者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

食品関連の取引の一部については、取引数量等を条件としたリベートを付して販売していることから、変動対価が含まれております。

これらの取引の対価は、商品の引き渡し後、概ね半年以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

### (2) 一定期間にわたり充足される履行義務

当社では、物資関連において、調査業務契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、見積り総原価に対する期末日までの発生原価の割合に基づいて行っております。

これらの取引の対価は、前受金により受領しております。

## 7. 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 753百万円（繰延税金負債相殺前）

2. その他の情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 2. その他の情報」に記載した内容と同一であります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,032百万円
構築物	31百万円
機械及び装置	0百万円
土地	809百万円
計	2,873百万円
（上記のうち財団抵当	234百万円）

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,100百万円
預り金	9百万円
長期借入金	3,381百万円
（1年以内返済予定額を含む）	
その他（固定負債）	52百万円
計	6,543百万円
（上記のうち財団抵当	6,244百万円）

2. 受取手形割引高 157百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 193百万円

短期金銭債務 2,502百万円

### 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

営業取引高	売 上 高	363百万円
	仕 入 高	1,133百万円
	その他の営業取引高	373百万円
営業取引以外の取引高		491百万円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 260,692株

### 税効果会計に関する注記

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### (繰延税金資産)

貸倒引当金	146百万円
賞与引当金	98百万円
退職給付引当金	31百万円
税務上の繰越欠損金	646百万円
投資有価証券評価損	27百万円
関係会社株式・出資金評価損	169百万円
繰延ヘッジ損益	6百万円
その他	113百万円
繰延税金資産小計	1,240百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△121百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△365百万円
評価性引当額小計	△486百万円
繰延税金資産合計	753百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△1,240百万円
固定資産圧縮積立金	△50百万円
繰延税金負債合計	△1,291百万円
繰延税金資産の純額 (△は負債)	△537百万円

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更して計算しております。

この変更による当事業年度の繰延税金資産および法人税等調整額への影響は軽微であります。

### リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、賃貸資産ならびにコンピューターおよび関連機器の一部につきましては所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

### 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	神栄キャパシタ株式会社	直接100%	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1.2)	894	関係会社 短期貸付金	894

- (注) 1. 貸付の実施は、当該子会社の事業計画に基づいて決定しております。なお利息については無利息としております。  
2. 当該子会社への貸付金に対し、合計444百万円の貸倒引当金を計上しております。

### 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,188円53銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 306円17銭   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

神栄株式会社  
取締役会 御中

2025年5月12日

仰星監査法人  
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 田 直 樹  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 立 石 浩 将  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神栄株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神栄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

神栄株式会社  
取締役会 御中

2025年5月12日

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 田 直 樹  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 立 石 浩 将  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神栄株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第157期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、ウェブ会議システム等の手段も活用しながら取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と一部ウェブ会議システムを利用した監査等で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに、監査計画に基づき子会社の本社、事業所、工場等について、事業及び経営管理の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

神栄株式会社 監査等委員会

監査等委員会委員長 常勤監査等委員	山水教賢	印
監査等委員	渋谷一秀	印
監査等委員	西原健二	印
監査等委員	中尾一彦	印
監査等委員	小島幸保	印

(注) 監査等委員渋谷一秀、西原健二、中尾一彦及び小島幸保の4名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。